

農家戸数變動と将来戸数

—— 農業基本法の影響の考察 ——

畑 井 義 隆

一 将来戸数の推定方法と計測

(1) 将来戸数の推定(1) (昭三六―三八)

(2) 将来戸数の推定(2) (昭三八―四五)

二 将来戸数の諸推定方法

(1) 農業就業者数と農家戸数との相関による予測

(2) 農家・非農家間の所得格差と農家戸数の減少率との相関による予測

(3) 農業就業人口の補充率による予測

三 農業基本法と与件変化

(1) 農家戸数變動と与件変化

(2) 与件の変化(1)・農業経営の細分化の防止

(3) 与件の変化(2)・協業の助長

(4) 与件の変化(3)・農地移動の円滑化

(5) 与件の変化(4)・就業機会の拡大

四 農業基本法の影響の総合的考察

一 将来戸数の推定方法と計測

(1) 将来戸数の推定(1) (昭三六―三八)

昭和二五年から三五年までの一〇年間の農家戸数變動のあるべき正確な姿を追求して一応の成果を得た。⁽¹⁾そこで農林省の戸数統計にかなりの問題があることを指摘し、そして農家戸数は二五年以降規則的な減少過程に入ったことを明らかにした。ではこれから先きはどういうような變動過程を辿るのであろうか。そこで次に起り得べき将来

農家戸数變動と将来戸数

来の戸数変動を研究してみることにしよう。その研究の方向は、戸数変動における大きな与件の変化がないとしたら近い将来に戸数はどうなるかという問題と、与件の変化が起るとすればどういう影響を農家戸数に与えるか、という二つの大きな問題にしばらくしよう。これからこの順序に従って問題に取組むことにしよう。

先ず最も近い将来の戸数の予測からはじめよう。これには二五年以降の農家戸数変動の観察から得た農家戸数変動方程式を直ちに応用することができる。でも右の方程式を無批判に利用することは慎重でありたい。統計学的な信頼度の問題もあるが、経済的にこの方程式の適用される場が同じであるという保証はないからである。経済理論という与件の状態が、この期間において変化するかも知れないのである。そうであるなら、少なくとも過去のデータから作ったこの方程式は、ある意味では有効ではない。しかし与件の変動がどういう場合にどういう力で生じてくるかは、数字の上で確認することはできない。それゆえ、ここでは与件の変化はないという仮定の下に右の方程式 $F_{t+1} = F_t \cdot \frac{100 - 0.043G_{t-1} - 0.009}{100}$ を適用して計算を行なうことにする。そして近い将来にどういう与件の変化が生ずるか、ということについては、別に節を改めて論じよう。起り得る可能性は、農業基本法の成立の中にある。将来戸数の予測を昭和三十六年から三十八年までと、三十八年から四七年までの二段階に分けて行なうことにしよう。分ける意味は単に時間の遠近から来ているのではない。三十八年までは、割合信頼度のある農家戸数を各年次について算定することができるが、それ以降についてはそうでないことだけである。つまり三十八年までは推定の基礎になる経済成長率が比較的に確かなものが得られるが、それ以降は期待の入った見込率しか得られない。いわゆる経済審議会の所得倍增計画による経済成長率がそうである。そこで取りあえず三十八年までを第一期として試算を行なうことにする。戸数方程式は t 年度 (c) の経済成長率が分れば、 $t+1$ 年の農家戸数が予測される仕組になっ

ている。従つて三六年の農家戸数を予測するには、三四年度の経済成長率が、また三七年度の農家戸数については、三五年度の経済成長率が分つていればよい。幸い、三四年度については確定した経済成長率が、三五年度については比較的に確実な推定経済成長率がある。それを戸数方程式に代入して未知数である農家戸数を解けばよい。

この両年は岩戸景気とも、高天原景気とも呼ばれて史上最高の繁栄を示した年である。経済成長率も一七%、一%と極めて高く、従つてその影響する力も極めて大なるものがある。つまり農家戸数の減少に与える効果が極めて大きく、顕著な減少があるだろうと予想される。で、計算の結果はどうか。次式に示されるように、三六年は五九二万戸、三七年は五八九万⁽²⁾戸と計算される。

$$F_{36} = F_{35} \frac{100 - 0.043G_{34} - 0.009}{100} = 5,963,058 \overline{11} \times \frac{100 - 0.043 \times 11.0 - 0.009}{100} = 5,918,156 \overline{11}$$

$$F_{37} = F_{36} \frac{100 - 0.043G_{35} - 0.009}{100} = 5,918,156 \overline{11} \times \frac{100 - 0.043 \times 11.0 - 0.009}{100} = 5,889,630 \overline{11}$$

前者で前年との差は四万五千戸、後者で二万八千戸となっている。

では三八年の農家戸数はどうか。これに関連するのは三六年度の経済成長率であるが、これは見込成長率を適用するより外に仕様がなない。見込成長率は政府の九・二%という率がある。これは今の経済活動の規模からいうと、実現不可能なものではない。これを用いると次の如く、三八年は五八七万戸になるであろう。

$$F_{38} = F_{37} \frac{100 - 0.043G_{36} - 0.009}{100} = 5,889,630 \overline{11} \times \frac{100 - 0.043 \times 9.2 - 0.009}{100} = 5,865,777 \overline{11}$$

以上の三カ年間の推定戸数は第一表のようになる。この表からも分るように、三五年以降に大幅な農家戸数の減退がある。しかもこの三六年の前半こそ画期的な変化の時期であるように思われる。

注(1) 拙稿「農家戸数変動と戸数統計」(『農業総合研究』第一五巻第三号)参照。

(2) 三七年の戸数を計算する際に用いた三五年度の経済成長率は一一・〇%であったが、その後の見通しでは実質一二・八%に変更された。しかし確定値ではないのであえて訂正しなかった。

(2) 将来戸数の推定(2) (昭三八―四五)

右はごく近い将来の推定戸数である。ではそれ以後はどうか。この予測では経済成長率さえ与えられれば、与件の変更なしという仮定の下に計算を進めることができる。しかし年次別の経済成長率がどう推移するかという手懸りは今のところない。ただ経済審議会が「所得倍増計画」と称して試算した今後一〇年間の平均経済成長率七・二%が、最も信頼あるものとしてあるだけである。この計画は長期計画として一〇年先の昭和四五年度の姿を展望したものであって、途中の年次の経過がどうあるかは、ここでは必ずしも深い関心の対象とはならない。最終年度の経済規模、特に国民所得を始発点のそれと比較して、その発展の程度や可能性を検討したものである。とすると利用して意味のあるのは個々の年次の七・二%という経済成長率ではなくして、その基になっている一〇年間の経

第1表 年次別入農家戸数
(昭25~38)

年 次	推定戸数
昭25	6,177,331
26	6,166,397
27	6,133,468
28	6,097,281
29	6,069,173
30	6,051,148
31	6,040,437
32	6,013,678
33	5,991,908
34	5,973,093
35	5,973,058
36	5,918,156
37	5,889,630
38	5,865,777

(注)各年次とも7月1日現在のもの。

済成長の速度であろう。七・二％は結果的に算出されたもので、それ自体余り意味がない。しかし、一〇年先の農家戸数がどうなるかという計算では、先の農家戸数方程式からいって、この七・二％を利用するより外に仕様がな
 い。そして算出された一〇年先の農家戸数だけが少なくとも、所得倍増計画として関連の上で数学的意味があるよ
 うである。注意しておきたいのは所得倍増計画の目標年度は昭和四五年度である。しかし農家戸数は四五年度まで
 の経済成長率を用いれば、四七年七月一日の戸数まで推定できる。結局、考えれば四七年が最終年の戸数として計
 算的に意味があるわけである。しかし戦後の慣性化した三年余りを周期とする景気循環から考えると、四四年の推
 定農家戸数もある意味では意味がある。なぜこんなことを言い出したかというと、それは農林漁業基本問題調査事
 務局が作業した将来戸数の最終年次がこの年であったからである。つまりそれとの比較の上でその年次の農家の予
 測が必要であつたばかりでなく、また景気循環の規則性の上からも割合有効でもあると考えたからである。四四年
 の農家戸数を計測するためには順序として各年次の農家戸数を算出し、その積み重ねの上に展開して行く方法がと
 られる。その方法によって計算したのが第二表に記載している
 農家戸数である。四四年の農家戸数は五七四万戸で、四七年に
 は五六八万戸となっている。三五年の推定戸数に比らべると、
 僅に二二万戸及び二八万戸少ないに過ぎない。注目しておきた
 いことは、四七年になつてもまだ戦前の戸数を割っていないこ
 とである。何れ改めて論ぜられるであろうけれども、農家戸数
 減少のテンポの遅さが改めて痛感させられるのである。

第2表 年次別、将来戸数の予測(昭38~47)

年 次	推定戸数
昭38	5,857,947
39	5,838,440
40	5,818,998
41	5,799,621
42	5,780,308
43	5,761,060
44	5,741,876
45	5,722,756
46	5,703,699
47	5,684,706

(注) 各年次とも7月1日現在のもの。

二 将来戸数の諸推定方法

(1) 農業就業者数と農家戸数との相関による予測

以上、筆者の行なった予測は単に考えられる予測方法の一つを実行したに過ぎない。これ以外に予測の仕方は幾通りもあるだろう。例えば農林漁業基本問題調査事務局で採用した三方法もそうである。⁽¹⁾それがどういう方法で、どういう具合に予測したかということは、少なくとも比較の上で伝えるべき価値があるように思われる。筆者の予測方法と基本的にどう異なるのか、またそれらの予測方法がどういう点に問題を含んでいるのか、その点も併せ指摘しておきたい。その始めとして農業就業者数と農家戸数の相関による予測を取り上げることになろう。

この方法は、農家戸数は農業就業者数と相関々係にあって、その従属変数だと考えているところに特色がある。この二変数の関係は簡単な次の一次式で表わされている。

この方程式

$$(農1) \quad W = 453.4 + 0.107739N$$

[W: 戸数(万戸), N: 農業就業者(万人)]

は「農家経済調査」から計算した農業就業者数と農林省公表の農家戸数の二七年から三二年までの相関々係から回帰式を導き出したものであった。この式に別途計算済みの四四年の推定農業就業者数一、一五〇万人を代入して同年の農家戸数五七〇万戸を得ている。計算過程としては次のようになる。

$$W = 453.4 \text{万戸} + 0.107739 \times 1,148.4 \text{万人} = 577.02 \text{万戸}$$

それではこの方法にはどういふ問題点があるのであらうか。農家戸数と農業就業者数とが相関々係にあるのは事実である。この計算では $\gamma=0.922$ という極めて高い相関値を示しているが、それはあり得べきことである。それ故にそこから関係方程式を導いてくることは、方法論的には正しいと思われる。だがそれは統計的に正しい数値から方程式が作られてこそ意味がある。そこで利用された素材統計をしめすと次の第三表の通りである。そこに示されている農業就業者数は計算された推定値である。「農家経済調査」からどのようにして計算したかは明らかでない。それ故に推定値に対する批判は差控えるとしても、農業就業者と農家戸数の時点の差は大いに問題にしてよい。農業就業者の方は「農家経済調査」を利用している限りはその年度末の就業者数が表出されてくる。一方農家戸数はどうか。これは明らかに当該年次の二月一日現在のものである。とすると、この両者は時点において一年二カ月の差がある。例えば第三表における昭和二十七年の農業就業者は実は翌二十八年三月末日現在のものであり、農家戸数は二十七年二月一日現在のものであった。なぜその年の二月一日現在の農家戸数と、翌年三月三十一日現在の農業就業者数とを相関せしめたのであらうか。この点はどうも理解しかねるし、経済的意味からいっても道理に合わない。問題はこの両者のどちらが先行条件（独立変数）であるかということであらう。明らかに人の動きが先であって、それに遅れて家の変動が起る。そのズレが幾ばくであるかは今のところ正確には確めようがないが、相

第3表 年次別、農業就業者数と農家戸数(昭27~32)

年次	農業就業者 (万人)	農家戸数 (千戸)
昭 27	1,579.8	6,148
28	1,585.1	6,142
29	1,534.1	6,105
30	1,459.9	6,043
31	1,489.1	(6,011)
32	—	5,979

(注) 1. 農家戸数は農林統計課資料による。ただし奄美大島を除く。2. ()内は前後年の平均である。3. 農業就業者は経済調査課推計による。

(出所) 農林漁業基本問題調査事務局『農業の基本問題と基本対策』(昭35)267頁。

関々係としては試験的にこの両者を一カ年の幅で色々ズラしてみても相関度の高い組合せを求めることが出来る。筆者としては、この際農業就業者の時点をも農家戸数に一〇カ月先行させるべきだと考える。つまり当該年次の農家戸数に対して、前年（年度は二年度前になる）の農業就業者数をとって相関させるべきだと思っている。しかし同年次の二月一日の戸数と、三月末日の就業者数の相関でも許されるであらう。

これに関連して注意しておきたいことがある。それは「農家経済調査」を利用する場合の「就業者」という概念と把握の仕方についてである。そこにおける就業者というものは、年度末に在住する常住者の中から、年間六〇日以上の上の就業の実績ある者を以てあててゐる。そのうちの農業就業者とは、農家就業者の中から農業に従事する比重の大なるものを以てあててゐる。それ故二七年度の農業就業者数という場合には、二八年三月末日現在の農業従事の比重の大なる、年間六〇日以上の上の就業者数が意味せられている。ところで、仮に第三表の「昭和二七年」が年度を意味するとしたら、農家戸数は前年度の戸数になることは明白である。こうしたことより起ることは、一年二カ月のズレを含んだ関係式であるわけだから、その式のWという戸数は就業者数Nの年度より一年前の戸数が計算されて出てくる。それ故、四四年の農家戸数だとして発表された五七〇万戸は、実は四三年のものであったのである。

その外にも多少の疑点がある。三二年二月一日現在と思える五九八万戸の戸数は、調査がないのに如何にして算出したか。この数字は余りにも少な過ぎるように思えるのである。二七年から三一年までの五年間の観察に限定したのは、「農家経済調査」の都合（連続性）によるものであらうが、短かい五年間の観察ではかなり誤差が出る可能性がある。何故に前後に観察期間を伸ばさなかったのであらうか。ともあれ、これによって計算された四四年の戸数（実際は四三年）は筆者の計算に最も近いものであった。

注(1) 農林漁業基本問題調査事務局監修『農業の基本問題と基本対策・解説版』(昭三五・農林統計協会)二六六—二六八頁。

(2) 農家・非農家間の所得格差と農家戸数の減少率との相関による予測

これは、元来農家戸数は対非農家との所得格差の程度に依じて変化するという理解の仕方から出発している。つまり農家戸数は、その変化率を通して対非農家との所得格差に結びついていると見たわけである。よく考えてみればこれはベラビーの学説の逆を行っている。彼は所得格差があるのは——彼の用語に従えば⁽¹⁾相対所得 *relative income* の低いのは——農家から非農家への転換がスムーズに行なわれないからであるという。彼の所説に従えば、農家或は農業就業者の非移動性が主因であって、低所得性はその結果的反映である。ここではこれが逆の關係になっている。農家の非移動性は所得格差がないからだということになりかねない。もっとも、この計算の当事者は必ずしも、非移動性を表面に出しているわけではない。しかし非移動性を認めるなら、そういうことにならざるを得ない。そこに既に問題がはらまれているといえる。

実際の統計値から導いて来た方程式は次のようなものである。

$$(農2) \quad \frac{W_t - W_{t-1}}{W_{t-1}} = 0.0305 \left(\frac{A_{t-1}}{N_{t-1}} \right) - 3.598$$

[$r = 0.806$ W = 戸数, A : 農家所得, N : 非農家所得 (全都市勤労者世帯収入), t 年数]

この式に予め与えられた所得格差 $\frac{A_{t-1}}{N_{t-1}}$ を代入すると、農家戸数の減少率 $\frac{W_t - W_{t-1}}{W_{t-1}}$ は簡単に算出される。四四年の戸数は、所得格差を色々に想定して、これらを代入して算定したものである。所得格差ここでは第四表(後出)

農家戸数変動と将来戸数

に記すように、三通りが考えられている。その一つは四四年までに消滅するとした場合で、その場合は五四七万戸、現状維持（八七％）で五三三万戸、また格差が七五％と開く場合には農家戸数も五二二万戸と少なくなる。格差が開くほど、離農戸数が多いという結果が出ている。

ではこの予測方法については問題はないであろうか。考え方として次の点に疑念を抱く。それは先にもふれたことであるが、果して農家が所得格差に反応して移動を策しているのであろうかということである。なるほど、確に相関係数は高かったが、それは逆の意味の相関ではなかったであろうか。つまりベラビーがいうように、農家戸数の減少率が小さかったから、所得格差は大きいという、戸数変動率↓所得格差という関係ではなかったのか。どうもそういう風に思えて仕様がなない。所得格差↓戸数変動率の関係はないことはない。しかしそれは決定的な関係ではあり得ない。それを次のように述べよう。今所得格差が二分の一であるとして、その比率の五〇％をこの方程式に代入しよう。出て来る答は二％の減少率ではない。農家の所得水準が非農家の半分という極端な低い水準にありながら、僅か二％という低い減少率しか出て来ない。なぜこうなるのか。もし農家であるということが原因して低いなら、一〇〇％の農家が脱農を欲するであろう。然るに二％しか脱農しない理由は、それを阻む何かがあるからに違いない。それは労働の雇用市場における需要の制約であり、自営業への転換における資本の制約であろう。すなわち労働需要の絶対量、資本供給の絶対量がこの際何よりも物をいう。結局、所得格差が開けば農家の減少が増大するというのは、そういう時には労働需要や資本供給量が増えるからである。もしそうであるなら、それを示す端的な総合的指標を使うべきである。筆者は経済成長率を使ったが、その方が経済的意味としては遥かに筋が通っている。所得格差↓戸数変動率という関係のみに執着すると、往々にして所得格差は農家戸数に変動を与える

基本条件だと解され易い。所得格差は単に戸数変動を促す必要な条件たるに過ぎない。それは決して充分な条件ではない。

注(一) J. R. Belerby, *Agriculture and Industry Relative Income*, 1956, London. chap. Ⅲ. 大川一司監修・野田・森・田中・齋藤訳『J・R・ベラビー 農業と工業—相對所得』(昭三三・東洋経済新報社)第三章「所得不均等の諸要因」参照。

(3) 農業就業人口の補充率による予測

これは考え方としては、農家戸数は農業人口と同じ率で減少するという想定に立っている。具体的な計算の方法としては、基準時たる三三年の農家戸数に四四年までの農業人口の残存率を乗じて算出している。式で示すと

$$(式3) \quad W'_{44} = W_{33} \frac{N_{44}}{N_{33}}$$

[W: 農家戸数, N: 農業就業人口, 添字: 年次]

である。農業就業人口の補充率の關係がどこに表われているかという点、それは N_{44}/N_{33} の比率のところに入っている。実は四四年の農業就業人口を算出するのに、農業就業人口の補充率を応用したのである。どういう風に利用したかという点、先ず、三〇—三三年の平均推定補充率六〇%或は将来予想される四〇%の率で三三年の農業就業人口に乗ずる。つまり三三年の就業人口の六〇%ないしは四〇%が、一世代交替後(約三〇年後)の農業就業人口だという。三〇年後は昭和六三年であるから、四四年の農業就業人口を算出するのにどうしたかという点、その間の経過年数で減少人口を比例配分して出している。これを算式で示すと

$$N_{44} = N_{33} - (N_{33} - N_{63}) \frac{44-33}{30} = N_{33} - (N_{33} - \theta \cdot N_{33}) \frac{11}{30} = N_{33} [1 - (1 - \theta) \frac{11}{30}]$$

〔N：農業就業人口，θ：補充率，添字：年次〕

である。そして始めの仮定により、農家戸数の減少率と農業就業人口のそれは同じであるから、一戸当りの平均農業従事人員は変化しない。それ故に右の式は次のように書き改められる。

$$n \cdot W_{44} = n \cdot W_{33} [1 - (1 - \theta) \frac{11}{30}]$$

nは消去できるから

$$W_{44} = W_{33} [1 - (1 - \theta) \frac{11}{30}]$$

この式に $W_{33} = 1,468$ 万人、 $\theta = 60\%$ を代入すれば四四年の戸数を求めることができる。答は五〇五万戸ないし四五七万戸となった。これはここにあげた三方式の中では最も少ない戸数であった。では何故にこんなに少なくなつたのであろうか。それは四四年の農業就業人口が過少に見積られていたことと、もう一つは農家戸数の減少率が農業就業人口の減少率と同じだと考えられていたことにある。これについては若干の説明を加えよう。

農家戸数と農業就業人口との減少率が同じだとする仮定の不可なることは、この数年の経験的事実（第三表参照）に徴しても明らかである。しかも始めの第(1)方式では、農家戸数の減少率が農業就業人口の減少率よりも小さいという命題を主題にして方程式が作られていたのである。また同調査事務局では、専業農家が四四年までに現在数よりも五四名も減少するという見通しを立てている。⁽¹⁾ 専業農家がこんなに減少して兼業化すれば、農家戸数の減少は

益々停頓することであろう。かくして農業就業人口の減少率との差はもっと大きなものとなるであろう。

さて以上に紹介した三方式を整理して表にして示そう。第四表はそれである。これらの方式は筆者の分をも含めて大きな弱点をもっている。それは起り得べき与件の変動を全然織り込んでいないことである。しかし計算の上で、与件の変動を予想してその効果を織り込むことは實際上不可能である。それ故、与件の変化を考慮しないで将来戸数の予測を行なったわけである。従って筆者の計算による将来戸数は、単に将来戸数の最多限界を示すものと理解するべきである。ただそのことにおいて意味がある。

注(1) 農林漁業基本問題調査事務局監修『農業の基本問題と基本対策・解説版』(昭三五・農林統計協会)二六六頁。

三 農業基本法と与件変化

(1) 農家戸数変動と与件変化

第一、二節において将来戸数の推定を行なった。これは与件の変化がないという仮定の下に行なったのである。

農家戸数変動と将来戸数

第4表 予測方式別の推定将来戸数(昭44)

推 定 方 式	44年の農 家戸数	備 考
(1)農業就業者と農家 戸数との相関	5,702	$W = 45.34 + 0.1.739N$, W: 戸数(万戸), N=就 業者数(万人),
(2)農家と非農家との 所得格差	5,467	1. 44年までに所得格差が 解消する場合
	5,332	2. " 現状維持(32年 86.9%)の場合
	5,217	3. " 75%になる場合
(3)農業人口の補充率	5,049	補充率60%の場合
	4,569	" 40%の場合
(4)経済成長率と農家 戸数との相関	5,742	36年度以降7.7%の経済 成長率が続くと仮定

〔出所〕(1)~(3)は農林漁業基本問題調査事務局編『農業の基本問題と基本対策』(昭35刊)266~268頁。

与件の変化があればそこにおいて展開した方程式は当然用をなさなくなる。なぜなら方程式そのものが、与件の変化のない状況下における統計觀察値を基に作ったものであるからである。与件の変更という重要な条件の変化の下では、また新しい方程式を用意しなくてはならないであろう。方程式は經驗値を基にして組立てられているのであるから、方程式の構造を今から予測することは非常に困難である。そういう意味では精密な将来戸数の予測は至難の業である。昭和四四年ないし四五年と、差迫った近い将来においてさえ、その与件の変化がないとはいえない。いなむしろ積極的に与件変化が起る可能性が濃厚である。では如何なる与件の変化が起りそうなのか、また将来に起り得べき与件の変化の内容とは一体何か、その点を先に追究してみることにしよう。

農民の土地に対する觀念、家に対する考え方の重大な変更は与件の変化である。こうした社会的心理的条件の変化も決して無視することを得ない。しかしそういうことよりも、重視したいのは經濟的な面における与件の変化である。農家戸数変化を妨げている制度的諸条件が変化したらどうであろうか。また政府自体が何らかの施策を講じて積極的に戸数整理に乗り出して来たらどうであろうか。そうなれば今までの〇・三%という平均減少率の壁は容易に突き破られてしまうであろう。その段階では、先に示した諸方程式はもはや意味をもたない。われわれとしては、ただ与件の変化があれば適用できないのだということを消極的に弁明するだけである。しかし、この際なすべきことは、どういう与件の変化が起り得るかということをや一杯の努力で考えることである。当面のなし得ることとはそれだけである。では与件變動として何が起ろうとしているか。いまや最大の与件變動が近く起ろうとしている。それは周知の農業基本法の制定である。いずれ近いうちに必ず関連法の改正も国会を通過するであろう。そうなればその効力の発生はただ時間の問題である。では農業基本法はどういう風に与件變動を来たそうとしているの

か。問題をこれに限定してその起り得べき変動の姿を考慮してみることになしよう。

それについては政府の作成した農業基本法を何よりも先に検討して見る必要がある。この法の中で農家戸数の變動に直接関係があると思われる箇所は次の通りである。

第二条三 農業経営規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化（以下「農業構造の改善」と総称する）を図ること。

第二条七 近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにすること。

である。この項目は更に章を起して次のように詳しく規定されている。「第四章・農業構造の改善等」はそれに該当する章であるが、その中から関係する項目を拾うと

第十五条 国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営（正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を発揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なものをいう。以下同じ。）になるように育成するため必要な施策を講ずるものとする。

第十六条 国は、自立経営たる又はこれになろうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあたって従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き続いて担当することができるように必要な施策を講ずるものとする。

第十七条 国は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずるとともに、農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し合い、協同して農業を営むことができるように農業従事者の

協同組織の整備、農地についての権利の取得の円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

第十八条 国は、農地についての権利の設定又は移転が農業構造の改善に資することとなるように、農業協同組合が農地の貸付又は売渡しに係る信託を引き受けることができるようにするとともに、その信託に係る事業の円滑化を図る等必要な施策を講ずるものとする。

第二十条 国は、家族農業経営に係る家計の安定に資するとともに農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにするため、教育、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

以上の五条文はそれぞれに農家戸数の変動に影響をもってくる。条文そのものはかなり長いので簡略化して次のように表現しよう。

第十五条 自立経営の育成

第十六条 農業経営の細分化の防止

第十七条 協業の助長

第十八条 農地移動の円滑化

第二十条 就業機会の拡大

しかしよくみれば、第十六条以下は結局第十五条の達成条件を示しているに過ぎないので、問題はこの四カ条に絞られる。それが何故に与件の変動となるのであろうか。以下、個々に検討を行なうことにしよう。

(2) 与件の変化(1)・農業経営の細分化の防止

農業経営の細分化の防止は、ここでは遺産相続の際における農地分割を防止しようというものである。言葉をかえるならば、いわゆる分家を阻止して土地の細分化を防ごうというものである。基本法は従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人、つまりあいつぎにそのまま引継がせようと意図している。しかしその意図と均分相続を謳う民法の精神がどう調和するか、またどう調和させるかが問題である。恐らく財産相続の放棄を要請することになる。実際、現実の農村で行なわれていることを法文の上で明確化して、経営権の保護維持に当らうとするだけのものであるかも知れない。しかし、経営を分割しないで均分相続を實行する手段もないではない。所有権を均分相続させて、経営権を特定の一人に譲るという方法もある。しかし最も望ましい形は、合意の上で農地等の農業用資産の相続に関して放棄が行なわれるという行き方であろう。それを民法の特例としてどう認めさせるか、かなり難しい問題ではある。向後、農家においても権利関係の意識が進み、均分相続の機運が徐々に浸透して行くことは予想される。そうすると、財産放棄を期待することはかなり困難とならう。そこで採られるべき道は、先に述べた所有権のみの相続という形になるであらう。経営権を譲り受けたものは、共同所有者に対して利潤の分配を行ない、また所有権を機会に応じて買戻すということになるのではないか。これは農家を法人化することになる。法人化せずして所有権と経営権を分離することは難しい。

何れにしても今行なわれているような分家は相当圧迫されることになるであらう。その影響は農家戸数変動の上はかなり表われてくる。分家は農家戸数変動の上でプラスの要因であったが、その部分が消滅するわけであるから農家戸数の減少がかなり促進されると考えてよい。ではどの程度の減少を見込むことができるか。それはどの程度

に分家が行なわれているかを先に調べればよい。最近の調査では農林省が三十四年度に調べた分家の調査がある。

それによると第五表の如く、分家は九、七〇〇戸である。しかしこの年度は前年度の不況の影響を受けて農家戸数の減少は少なかった。しかし景気変動の影響は主として「転出」「職業」の方に及ぶと考えられるので、分家はほぼこの程度に行なわれていると見たい。三三年度は七、四〇〇戸であったが、これは過少把握である。そこで仮

に一万戸内外が分家の恒常的な数とすれば、その分だけ農家戸数の減少はプラスされるわけである。過去一〇年間の農家戸数の純減少は平均して毎年二万戸程度であるから、一万戸の追加は極めて大きい。われわれはこの点決して過少評価してはならない。

(3) 与件の変化(2)・協業の助長

次に協業の問題を考えよう。ここにいる協業は生産面についての共同化であって、農協などのような流通過程での共同化ではない。従って生産単位である農家の統合の問題が含意されている。法案は協業ということを通産省の共同利用から、農地・家畜・農機具等を出資する共同化法人までを考えている。しかし法案の重心はあくまで後者にある。なぜなら、単純な生産財の共同利用や、農作業の共同化等なら既に行なわれているからである。

第5表 年度別、農家戸数の動態
(昭33, 34) (単位: 千戸)

	33 年 度	34 年 度
年度始戸数	5,935.6	5,961.6
増 加 戸 数	12.9	17.1
転 入	5.0	5.7
分 家	7.4	9.7
転 業	0.5	1.7
減 少 戸 数	17.7	27.5
転 出	14.0	19.3
転 業	3.7	8.2
年度末戸数	5,930.8	5,951.2
戸数減少数	4.8	10.4
戸数減少率	0.08%	0.17%

〔出所〕 農林省『農林漁家就業動向調査報告』昭33・昭34年度版。

また今後も農機具の発達や、その他によって共同化は自発的に押し進められると考えられるからである。むしろ焦眉の問題は、自立不可能な零細農業経営や、生産性の低い農業経営体を如何にして救済するかということにあらう。法はそのために高度の生産手段や技術を中心とする生産行程の協業が是非とも必要であり、それがまた農業経営を発展させる途だと説く。それによって農業所得の確保に資するとともに、他方生産性の向上によって浮いた労働力を兼業部門に投入することによって、農家としての所得の増大を図ることができるという。結局、大規模経済の有利性を追求して、農業所得の増大安定と兼業所得の確保をも狙おうとしている。この意図が故意に歪曲されて、一般に農民首切法案的な内容にとられている。しかし真実はそういうものではないようである。

さてそういう高度な経営共同体的な行き方は如何にして可能であらうか。それを可能にするために法は農業協同組合法と農地法の改正という画期的なことを考えている。現在の農業協同組合では自ら農業経営は行なえないという法的制約があるし、法人による農地の取得は原則として認められないという法律上の禁止事項がある。このため農業協同組合法を改正して新たに農業生産協同組合の制度を設け、そして他方に農地法を改正して一定の要件を備えた法人による農地等の権利取得を認めようとする。ということは農業従事者が、協同組合的組織によって協業することも、有限会社等の営利法人の形態をとることも自由であるという選択の余地を残しているということである。この場合、何れの形態の法人が進行するかということは問題ではない。当面の関心は、この法人化の進行によってかなりの農家戸数が整理されることが予想されるということである。

従来も農業法人化の動きはあった。しかしその多くは一戸一法人であってその主たる動機は税金対策の面にあった。その限りにおいては法人化は農家戸数に何らの影響も与えなかった。しかし今度の場合はそのではない。中小

農の整理統合によって、農家戸数はかなり減ることを予想しなくてはなるまい。ただ統計面での処理をめぐって紛争の生ずる可能性はある。という意味は、このような法人を作った農家の世帯が、やはり依然として「農家」として処理されるべきものかどうかということである。この世帯と法人との関係は、単に世帯が資本と労力を法人に提供するだけのものである。それは、商事会社の株式を持っていて、かつ同会社に勤務する者の世帯の状況に似ている。その世帯を指して商家と言つて妥当かどうか、批判の余地は充分にある。単にそれは勤労者世帯であるに過ぎないのではないか。その勤務先の会社の地位がどうであるかということは、ここでは大したことではない。同様の論理がこの場合、農業法人とその世帯の場合にも適用されよう。その世帯は農業に従事していても、それは単なる勤労者世帯であつて、もはや農家ではない。農家統計に上ってくるのは、この新設された農業法人である。

農家が農家として意味があるのは、農業に従事しているということではなくて、農業資本（実物的な生産財）を所有して、それに結びついた労働をしているということにある。商家という概念もまたそうであらう。法人が設立されれば、実物財の所有は法人に移転するわけで、そして旧農家はその法人を出資比率に応じて所有するという関係になる。旧農家はもはや農家としての資格はなくなると考えてよい。統計の取扱いはこのようにあるべき筈であるが、拡張解釈による概念の変更もあるかも知れない。筋道から言うならば、共同化法人の設立と同時に参加農家戸数は整理さるべきである。もし統計の取扱いがそのようであるならば、農業基本法の成立はかなり農家戸数の減少に拍車をかけることであらう。ではどの程度の減少が見込まれるのか。

この予測は頗る困難である。というのは法律は、必ずしもある一定規模以下の農業経営を強制的に統合しようとするものではないからである。この農業基本法は単に統合＝法人化への障害になっている法律を改正して、共同法

人化への道を容易ならしめようと意図しているだけである。法人化、協業化への進捗の如何は一にかかって主体者たる農民の意向にかかっている。その農民がこの法律をどう受けとるか、また協業化・法人化への関心がどうあるかは、今のところ予想できる段階ではない。加えて今の農業経営は必ずしも営業的な面からのみ行なわれているのではない。アメリカにおける隠退農場 *retired farm* の如く、零細経営と称せられるものの中には、かなりに興味的な家庭菜園的な経営がある。そうした経営を行なっている農家が共同法人に参加するとは期待できない。また自分の土地を確保することに窮々たる伝統的農民が、こういった近代合理的なやり方に一概に賛意を表するとも思われない。しかしながら、政府が首頭をとって首唱すれば、実験的に法人化が進むであろう。そしてその成功が伝えられるならば、かなり急速に法人化が進むと期待してよい。われわれはただ座してその成果を見守るより外に手がない。農地法とか農業協同組合法とかいう、全面協業化の阻止条件になっていたものが、取り除かれるのである。この大きな与件の変動が農家戸数変動に何らの影響がないということはない。そういう意味で深く注視したい。

(4) 与件の変化(3)・農地移動の円滑化

第十八条では、農地の移動について国が必要な施策を講ずることを規定している。つまり農地が自立経営の育成と協業の助長に役立つよう移動の流動性を高めようというわけである。そのための一つの方途として、農業協同組合に農地等の売渡または貸付等の信託業務を行なわせようとする。こういった農地の流通面の改善いわば土地市場の造成といったことが、どれ程与件の変革として働くものかは、実際に活動してみなければ分らない。そういった信託業務で本当に効果のあるのは、売渡しの依託事業ではなくて、むしろ貸付の信託事業であろう。農地の移動

は農協が土地の仲介事業を始めたからといって急に促進されるというものでもない。ただ流通が合理化される面のあることは認められる。注目したいのは本来の信託業務——つまり運用業務の方である。という意味はこうである。

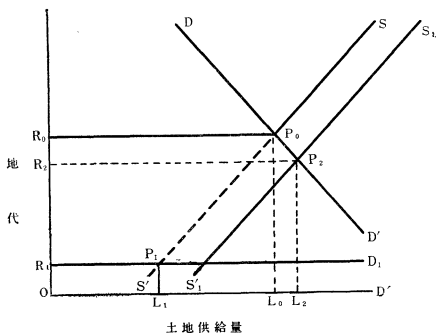
今の農地の流動が余り活潑でないのは二つの理由がある。一つは農地の価格がその収益性に比較して余りに高価であること、二つは公定小作料が余りに安過ぎることにある。⁽¹⁾地価の高いことは土地の集中化への大きな障害となるし、小作料の安いことは農地の貸付を制約させる。かくしては農地の移動は極めて鈍からざるを得ない。戦後一五年、非農業部門の企業の資本成長は驚くべき勢いで伸長したのに、農業はこの間ほとんど停滞を続けて来た。規模別農家の構造が殆ど変らなかつたのは土地の集中が行なわれなかつたからである。三町歩以上の農地の取得を制する法の制約も働いているが、これは大したことではない。その然るべき理由は、土地を手放したくない農民の限執着性にもあるが、こうした高地価、低地代に就いたといった方がよい。高地価は農民の執着性の一つの表われであるが、これはこうした強い需要がある限りは解消しないであろう。ただ、小作料の異様な低さは多分に政治的な操作によるものであった以上、これを合理的な方向に改善すれば供給を増加させることになる。それは農家戸数の減少を意味し、正に大きな与件の変動である。

この関係を図を以て示そう。第1図は土地用役市場を示している。この場合、需要曲線は二通りに画ける。

DD は経済的需要曲線であるが、 R_0D_0 は法的需要曲線である。 SP_0R_0 は経済的供給曲線を示す。もしこの市場が完全競争に近い市場である場合には、恐らく P_0 において均衡点があったであろう。そして OR_0 の地代と OL_0 の土地用役量（小作地面積）が同時に決定されるであろう。しかし今は地代は嚴重な法の統制下にあるために、こういった経済的需要曲線は表面上はなくなっている。その代りに R_0D_0 （ OR_0 は統制小作料）という需要曲線が法の要求する

ところに従って成立している。かくては需要曲線と供給曲線とは交わることはないのだが、実際は数少なくなっているが小作関係が存在している。それを図で示すと、 SP_0R_0 なる供給曲線を S_0 の形に法の力で変形せしめ、その結果生じた交点 P_1 による R_1P_1 ($=OL_1$) が土地供給量となる。つまり土地の貸付量 OL_1 が決まる。しかしその OL_1 の供給量は極めて少ない。その時の地代 OR_1 は均衡価格 OR_0 に較べれば遥かに低い。その低い用役価格で土地の貸付が行なわれているのは、用役の売買を不成立に終らせる供給者側の自由がないからである。いわばこれは不完全市場であって、需要者たる耕作者には有利であるが、供給者側である貸手には極めて不利になっている。その結果、貸手に廻る者がいなくなり、年々用役市場は窮屈になっている。

もし土地用役市場の法的制約がなくなればどうなるか。 OR_0 という均衡価格が成立して、 OL_0 という土地の供給が実現されるであろう。ということは土地を小作に出して耕作を止める農家が出ることを意味している。このことは農家戸数の変動における与件の変革になる。ま在村地主だけではなくて、不在地主の存在をも許したらどうなるか。その時には供給曲線は右に移動して $S_1S'_1$ となり、地代は OR_2 という OR_0 よりは安い新均衡価格を形成するであろう。また



第1図 土地用役市場の構造

土地の供給量は OL_2 に拡大される。この方向もまた与件の変革になる。しかし基本法ではそこまでの大胆な方法はとれない。そこで考えられた一つの漸進的な折衷案が農協による農地の信託業務なのである。農協が農地の所有者と耕作者の間に入ることによって、貸借関係による種々の弊害を防ぎ、同時に法定小作料の制約から脱却しようとする。貸付者は農協に農地を信託するのであるから、当然その運用益を貰う権利がある。その信託報酬は恐らく均衡価格 OR_0 、もしくはそれに近いところで決まることになるであろう。⁽²⁾ $(OR_0$ と OR_2 との違いは信託者を村内居住者に限定するかどうかで決まる。)でなくて運用益が法定小作料収入からあがるものであるならば、こういった信託制度は何らの意味を持たない。従って農家戸数変動の与件の変動とはならないであろう。それ故、与件変化との結びつきは、その制度の発足よりも信託報酬の額の如何にかかってくる。そしてこの制度の成否如何も一にその点にかかると。

注(1) 並木正吉『農村は変る』(昭三五年・岩波書店) 一三三—一三五頁参照。それにはこう書かれている。「昭和二十五年、農地価格の一段落を境に、農地価格の統制は撤廃された。それ以降、地価はうなぎのぼりに上昇し現在に至った。そして、一般物価との対比に明らかなように、高地価といわれた戦前水準に達するに至った。昭和三十三年現在、ふつう田で一反歩一七万円、畑一一万円である。米にして、約一七石と一一石。おおよそ戦前の水準である。……他方小作料はどうか小作料は現在なお統制されており一反歩約千円、米にして一斗である。ヤミの小作料は例が少ない。それ故、戦前の水田一反当り一石の小作料の十分の一である。地価の動きとは著しく乖離している。」と。三〇年以降の統制小作料は六級地で田一、一一〇円、畑六六六円である。実際の実納額は三二年で田一、五六九円、畑九八九円(『農家経済調査・物財統計』による)で多少は上廻っている。田の統制額は、粗収益二一、九六七円から残余所得に算出したものである。坪当りの賃貸価格は約四円である。この価格が合理的だとすると、農地売買価格は年八分の利廻換算して、田で一四、〇〇〇円、畑で八、四〇〇円とならねばならない。実際はこの十倍の高さにあるが、これは農業の収益性からいうと高すぎる価格である。しかし一、一一〇円という田の小作料も現実離れのした安さである。

(2) 新均衡土地用役価格(地代或は小作料) OR_0 、または OR_2 は必ずしも戦前と同じものではない。なぜなら現在では自

作化が大いに進行して小作地への需要が極めて小さくなっているのに、加えて一方に経済成長が活潑なために小作小農民化への意欲も鈍っていると思われるからである。つまり需要曲線が大幅に左に移動しているので、均衡地代は戦前よりも遙かに下にある。

(5) 与件の変化(4)・就業機会の拡大

第二十条では、農業従事者やその家族の就業機会の増大のために、国が必要な諸施策を講ずべきことを規定している。つまり自立経営に達しない農家や、協業経営に入るような農家は、当然農業所得のみでは他産業従事者と均衡ある生活を営むことができない。そこで兼業所得を増大して農家単位でみた場合の家計の安定を図ることが必要である。この施策として考えているのが前記条文に掲げられている教育・職業訓練、及び職業紹介の事業の充実であり、農村地方の工業の振興である。この部分に関する限り、この条文は農家兼業化政策の推進を謳ったものである。またそれは農業従事者やその子弟が有利な職業分野に就職できるようにとの配慮をも含んでいる。そういう意味では、これは一種の雇用政策でもある。

われわれが注意したいのは、こういった兼業化政策は単に兼業所得増大を実現するに止まらないであろうということである。兼業化政策はすでに離農化政策に通ずるものあるを否定することはできない。政府の意図としては恐らく西ドイツにおけるような農民的労働者 *Bauernarbeiter* の育成を考えていたのであろう。西ドイツに限らず、西欧諸国においては一般に農村の所得均衡政策と人口維持政策のために兼業化政策が推進されている。⁽¹⁾西ドイツの農業基本法である *Landwirtschaftsgesetz* を範としたといわれるわが国の農業基本法が、こういった思想と着想に無縁であるとは到底考えられない。しかしながら、西欧諸国では農村人口の都市への強い移動を防止するために、

企業の地域的再配分が考えられたのに、わが国ではむしろ所得均衡の立場からそれが考えられている。ということは、西欧では必ずしも労働機会に恵まれていないわけではなかったのに、わが国ではそうであったことに留意すべきである。なる程、近年の農村の青少年労働力の流出はまことに著しい。統計的にこれを実証することは極めて易しい、また並木正吉氏の一連の業績は⁽²⁾これらの点に関してたくみに説明されている。しかしわが国の労働市場は青少年のみに主として解放せられていて、中年層や老令層に対しては極めて閉鎖的であった。その点は著しく西欧と異なる。

こうした労働市場的に恵まれない条件にあるとすると、職業訓練や職業紹介機関等の設置は少なくともその効果は充分期待できる筈である。もっとも量的な効果はそれ程大きなものを期待するわけには行かないであろう。なぜなら職業訓練所も予算の制約で限られるのは必定であり、一、四〇〇万人を超える日本の農業従事者中何人がその恩典に浴することであろう。また職業紹介機関の普及は、単に労働の需給を円滑化するだけに過ぎず、そのものが労働の需要を起すものではないからである。とはいふものの、無の状態からの出発である。それらの限界効果を無視することを得まい。とすると、これはやはり与件の変化と見なさざるを得ない。さき程述べたように、この条文は直接的意図として非自立農家の兼業農家化を狙ったものである。しかしながら、そのための諸施設や工業分散などは、既製兼業農家には脱農化への誘いとなって表われてくる。そういう意味で脱農化政策であると述べた。従って農家戸数変動における与件変化に充分なり得るものである。ただそれが大きなものとなるかどうかは、政府がどの程度に本腰を入れてこの問題に取組むかということにかかるといふことになる。

注(一) これについては下記の書物に要領よくまとめられている。FAO & ILO, *Supplementary Occupation for Farm*

Populations as Means of Raising Living Standards in Rural Area, Rome 1958. (畑井義隆『西欧における農家兼業化の諸問題』「昭三三・農林水産生産性向上会議」)。これは西欧一般の兼業化政策について目的・実態・効果などを解説したものである。西ドイツについては次の著書及び論文がある。Herbt Köter, *Landbevölkerung in Sozialen Wandel-Ein beitrage zur Landlichen Soziologie*, Düsseldorf-Köln, 1958. (秦玄竜訳「H・ケッター 西ドイツ農村の変貌」『昭三三・法政大学出版部』)。H. Köter, Karola Dahm und Dipl., "Die wirtschaftliche und soziale Lage von Arbeitnehmern in agrarisch-industriellen Mischgemeinden der Bundes Republik 1957", (Sonderdruck aus *Berichte über Landwirtschaft*, H. I. 1958.) H. Röhm, "Stellung und Bedeutung des bodenverbundenen Industriearbeiters in Vergangenheit und Gegenwart", *Berichte über Landwirtschaft*, Neue Folge, Band XXXVII, 1959, Heft 1. スイスの兼業農民について R. Rubattel, Contribution à l' Etude des ouvriers-Paysans en Suisse, (Das Problem der Arbeiter-Bauern in der Schweiz), Brouge 1959. という論文がある。

(2) 並木正吉「戦後における農業人口の補充問題」(『農業総合研究』第一二巻第一号)、「同」農業人口の補充と流出(東畑精一先生還歴記念論文集『経済発展と農業問題』昭三四所収)、「同」農業人口の補充率(一九二〇—一九五九年)」、「『農業総合研究』第一四巻第三号)、「同」就業構造の変化と農業人口の補充率」(『農業総合研究』第一四巻臨時増刊号)。

四 農業基本法の影響の総合的考察

以上、個々の条文について検討を行なって来たが、この段階で総合的に整理することにしよう。われわれは農家戸数の予測との関連において農業基本法を取扱って来た。それは農業基本法が戸数予測において与件と考えられていたものを、どういう方向に、どの程度に動かすかということを見たものであった。しかし与件の変化は、結局増加要因と減少要因に働くものとして分解され、そして各々についてどちらの方向に作用するかということで見ることが出来る。つまり増加要因については促進条件として作用するか、それとも阻止条件として作用するかというこ

とである。これは減少要因の場合にも同様に考えることができる。そういった農業基本法の効果を、考えらるべき農家戸数の変動要因と直接関連させて考えてみることにしよう。次表はそういった関係を整理して一表にまとめたものである。

農家戸数増減要因と農業基本法の関連条文		
労働力の変化	土地の変化	関連条文
農家増加要因		
(1) 分家……………	現耕地譲受……………	第十六条……………阻止条件
(2) 入植……………	開墾地購入……………	(第九条)……………促進条件
(3) 転職(↓農)……………	既耕地購入……………	(第十八条)……………阻止条件
(4) 同……………	借入……………	(同)……………同
(5) 労働力化……………	購入……………	(同)……………同
(6) 同……………	借入……………	(同)……………同
(7) 転職(↓農)……………	小作地返還……………	(同)……………同
(8) 労働力化……………	同……………	(同)……………同
農家減少要因		
(1) 転職(↓農)……………	自作地譲渡……………	(第二十条)……………促進条件
(2) 同……………	売却……………	第十八(二十)条……………同
(3) 同……………	信託……………	同……………同
(4) 同……………	出資……………	第十七(二十)条……………同
(5) 同……………	請負……………	(第二十条)……………同
(6) 同……………	貸付……………	(同)……………同
(7) 同……………	潰廃……………	(同)……………同
(8) 同……………	小作地返却……………	(同)……………同

農 家 減 少 要

(9) 同	非労働力化	自作地譲渡	第十八条	促進条件
(10) 同	同	売却	同	同
(11) 同	同	信託	同	同
(12) 同	同	出資	第十七条	同
(13) 同	同	請負	同	同
(14) 同	同	貸付	同	同
(15) 同	同	潰廃	同	同
(16) 同	同	小作地返却	同	同
(17) 死	亡	自作地譲渡	第十八条	促進条件
(18) 同	同	売却	同	同
(19) 同	同	信託	同	同
(20) 同	同	出資	第十七条	同
(21) 同	同	請負	同	同
(22) 同	同	貸付	同	同
(23) 同	同	潰廃	同	同
(24) 同	同	小作地返却	同	同

明らかなように農業基本法は全般的に農家戸数の減少に効果があるように作用している。農家増加要因としては八項目ある中で、第一項の分家のところに基本法は関連している。つまり第十六条にあるように農業分家の否定をこの法案は謳っているが、それは増加要因を阻止する方向に働く。農家増加の主力が分家にあるので、このことだけで増加要因としては相当のチェックとなるであろう。入植については格別の規定はないけれども、第九条に「…農業総生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参酌して、農業生産の基盤の整備及び開発…」を講ず

るものとする。」とあるところより、開拓入植の促進を考えているものと解釈した。これは増加要因を更にプラスの方向に作用するものであるが、現在も開拓入植は行なわれているので、特別に新規な効果をもつものではない。そういう条文の意味の不確定性、効果の新味のないことより考えて、表では関連条文を（一）でくくることにした。

項目の三から六までは、農家でないものが農家になる場合を画いたものである。その手段としては既耕地の購入と借入を考えている。この場合に関連してくる条文は実際には見当たらないのであるが、第十八条の農協の農地の貸付又は売渡しに係る信託業務をこれに関連させてみた。つまり、農家になろうとするには農地の取得が必要であるが、それには農協を利用することになろう。だが、その際には農協は「農業構造の改善に資すること」という法の精神に照らして農地の取得を拒否するであろう。弱小の新設農家を作ることとは、必ずしも農業構造の改善に資することにはならないからである。今後は農地が農地として移動する場合には、旧来の中小農か協業体に移るものと考えてよい。しかしこういった非農家の農地取得という事態は、実際に行なわれることは稀であるし、また今の農業委員会の機能で充分その基本法の意図を代行し得ると思われる。また現実的にそういう風に機能を果たして来たと理解したい。従って農協の農地信託業務は新規のものであるかも知れないが、農家新設を抑える効果としては殊更のものを期待するわけには行かない。項目の七と八は地主が自作化する場合をあげてみた。この場合は農業基本法は法文の上で何ら関係はしない。小作地返還が小農をつくることになるというのなら、法の精神の上で好ましくないということだけである。

農家の減少要因は大きく分けて、主幹労働力が転職する場合（専業・第一種兼業農家が該当）と、単独労働力が非労働力化する場合と、死亡する場合の三通りが考えられる。もちろん農家は、必ずしも一人の農業従事者で構成さ

れているわけのものではない。複数の場合が多いかも知れないけれども、主幹労働力の転職が機縁となって、補助労働力が農業を止めるという場合をもこれは意味している。従って、これは補助労働力の非労働力化を伴っているが、主体としては当然「転職」の項目に入れるべきであろう。「非労働力化」や「死亡」の場合は、農業従事者が一人の場合であって、そういう場合はその非労働力化や死亡は直ちに農家減に結びつく。また主幹労働力が非労働力化、或は死亡して、その機会に補助労働力が農業を止める場合もこれに含めてよい。この三つの減少の型と専業との結びつきは、必ずしも密切ではない。「転職」の場合にも、第二種兼業の場合があるし、「非労働力化」や「死亡」の場合にも専業農家があり得るからである。しかし大勢的には「転職」には専業農家や、第一種兼業農家が多く、「非労働力化」や「死亡」には、第二種兼業農家が多いということは言えるであろう。

さてそういう農家減少要因に対して基本法はどう関連するか。転職に際してとらるべき土地の処分は表に記載しているように、八通りある。譲渡・売却・信託（貸付信託）・出資（協業化法人へ）・貸付（直接貸付）・請負（請負または依託耕作、完全請負の場合は農家でなくなると仮定した）・潰廃（小作地返却である。もともと土地の売却（事業所敷地・宅地・道路・公共施設・農地などのための）や潰廃（天災や工場などのための）が先にあって、後に転職が起きるケースもあるけれども、ここでは原因結果の区別をしなかった。非労働力化の場合にも同じである。これらのうち基本法に強く関連するのは、売却・信託・出資の場合である。この三つは法文の上にハッキリと記載されている。第十八条では、農協が売渡しと貸付について信託業務を行なって農地が農業構造の改善に資するように活発に移動することを謳っている。つまりこの場合の売却と信託を促進しようとするわけで、農家減少の促進条件となるものである。出資は第十七条の協業の助長に関連する。法案は弱体農家の協業化を進め、そのため法人組織化を奨励しよ

うとする。ということは農地の法人への出資を奨励することになるので、これは先にも述べたように農家減への促進条件となる。ひるがえって考えると、転職自体が第二十條に書いてあるように、法案の目的に沿うものである。

ただし法は必ずしも挙家離農的転職を謳い上げていない。しかし少なくともそれを否定しているような節も見えない。農業構造の改善ということが真の意図であるならば、自発的な離農は望ましいことであろう。という意味合いから「転職」全般に第二十條を（ ）付きで関連せしめた。もちろんそれは農家減少の促進条件となる。

「非労働力化」の農地の譲渡・請負・貸付・潰廃・小作地返却については基本法は関係するところはない。また「死亡」による農家減についても同様である。

結論的に明文化された範囲内で基本法の農家変動の効果を言うならば、分家を押えて農家の自己分裂を防ぎ、中農の土地を集めて農家数の収縮を図る、敵（増加）を討って味方（減少）を助ける作用を営むものと理解したい。農業構造の改善ということは、それ自体かなりの問題を含むとはいえ、弱体なる中小農をそのままにして農業構造の改善なれりとはいいい得ないであろう。平均耕作面積一〇・〇反という文字通り世界最小の規模を有するわが国は、技術の卓抜性と資本の集約性と農民の勤勉性によって、よく今日までその成果を示して来た。しかし、今後襲い来るであろう農産物需要の停滞と貿易自由化という試練に耐えるためには、もはや過去の価格操作的、補助金政策的保護主義の行き方では不十分であろう。その限界がようやく見え始めて来たのである。今日、統計に見られる所得格差の拡大は、もはや人為的保護政策の及ばざることを痛切に教えるものである。盲目的保護主義は必ずしも虚弱児を強健に育てる所似のものではない。農業はいわば天与の先天的虚弱児である。経済理論的には、需要の所得弾力性の倭小ということで虚弱性を説明することが出来よう。これはまさに大きなハンディキャップであった。線病

質な小児には、それ相應の行き方がある。頑健児と同じように取扱うスパルタ式行き方は、必ずしも虚弱児を丈夫にする道ではあるまい。同様に外界から遮断して温室内で人工栄養剤で育てる行き方も、真に體質を改善する行き方ではない。適当に滋養をとりながら適当に寒風で体を鍛えることがこの際必要であらう。むしろ鍛練主義への転換が遅きに失したことを憂えるのである。

こういった諷刺的表現は何を意味するのであらうか。こと細かく表現し直すことは止めておこう。賢明なる読者には充分お分りであらうからである。猫の額ほどの土地を、裸の労働で額に汗して働く勤労主義は、もはや過去の古い觀念でしかない。協同主義を謳歌するものではないが、農本主義的小農主義ほど人を誤るものはない。しながら共產主義国に見られる集団農場方式が望ましい形だとは考えない。そこにもまた多くの欠陥があるからである。農業は原則的には家族経営で営まれるべきである。それが結局農業の生理に最も適合した経営形態であるからである。

しかしながら、それには条件を必要とする。それは自立可能な広い耕地と充分な機械力である。その確保には多過ぎる農家戸数を整理しなくては不可能である。農業基本法は政治的な含みから、このことを表面に出すことは避けたけれども、分家の阻止と協業化の促進は好むと好まざるとに拘らず、農家戸数を整理して行くであらう。そして整理の対象が弱体な自立不可能な農家に向けられるのも自然の成り行きであらう。だがこれは必ずしも敗北的整理ではなくして、日本農業のため発展的整理である。農業基本法を農家戸数変動との関係の上でこう理解し、またこう評価した上で筆をおくことにしたい。そして農業基本法が、性急な強い効果を期待する余りに、刺戟多い強行策をとることのないように、そして多くの農民かう協力が得られるように願って止まない。

〔付記〕

農業基本法の作成や修正については、筆者としては何らの関係ももち得なかったので、或は意味の取り違いがあるかも知れない。もしそういう点があればお教えを乞うとともに、その非礼を深くお詫びしたい。

（研 究 員）